

## 3.15 治安維持法大弾圧事件98周年の集い

# あなたも私も「スパイ」扱い

# 押し活も否定する

# 「スパイ防止法」とは何か？

**日時** 2026年3月15日(日)13:30~

**会場** 北海道高等学校教職員センター大会議室  
(札幌市中央区大通西12丁目)

## 講師 神保大地 弁護士

さっぽろ法律事務所(札幌弁護士会)所属  
日弁連憲法問題対策本部事務局次長

高市政権や複数の政党が制定を求めている「スパイ防止法」。もともとは、あの統一教会が制定を求めている法律ですが、なぜいま話題になっているのでしょうか？

押し活もできなくなると言われているスパイ防止法ですが、そもそも、何を禁止する法律で、何をしようとする法律なのでしょう？

「反対するのはスパイだけ」といったレッテル貼りがなされてしまわないように、みんなでその内容を確認したいと思います。賛否はまず知ってから考えましょう。

## - 3.15大弾圧 -

1928(昭和3)年3月15日、ときの政府・特高警察は全国一斉に「治安維持法」違反で、1600余人を検挙、約500人を有罪としました。

1933(昭和8)年2月20日には小林多喜二が拷問、虐殺されましたが、同じように虐殺された人は、現在分かっているだけでも、95人を超えています。

治安維持法は「犯罪たる行為を取り締まるのではなく、思想を取り締まるもの」であり、戦後、日本の民主主義的再建の「障害」の一つとして当然に廃止されました。

## 主催(問合せ)

「3・15 治安維持法大弾圧事件98周年の集い」実行委員会

TEL:080-1861-6978(横山) MAIL: kokubaidouhonbu@ace.ocn.ne.jp

住所:札幌市東区北18条東15丁目3-6ブランワールF101号  
治安維持法犠牲者国家賠償請求同盟北海道本部

